

信用事業強化計画（ダイジェスト版）

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第10条第1項）

平成28年 4月
宮城県漁業協同組合



目次

1 信用事業強化計画の策定にあたって	… 2
2 東日本大震災による影響	… 3
3 被災者への信用供与の状況	… 4
4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策	… 6
(1) 基本的な取組み姿勢	
(2) 水産業者等に対する信用供与の実施体制	… 7
(3) 東日本大震災からの復興のための具体的な方策	
5 ジェイエフマリンバンク支援協会による優先出資の引受けにかかる事項	… 11

1 信用事業強化計画の策定にあたって

(1) はじめに

- 当組合は、宮城県を事業区域とする漁業協同組合として、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。
- 東日本大震災は、管内水産業及び経済に甚大な被害をもたらしました。当組合自身も店舗・施設等に大きな被害が生じ、信用事業にかかる経営基盤は著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難な状況となりました。当組合は組合員・利用者である、地域の水産業者等への安定的かつ円滑な資金供給に努めるため、資本支援の要請を行い、平成24年3月、優先出資発行により堅固な財務基盤を確保し、信用事業強化計画に取り組んでまいりました。
- これにより復旧・復興は着実に進展しましたが、今なお事業再開・生活再建に至っていない水産業者に対する支援継続の必要があり、また財務・収支についても、依然として震災被害の影響が残る状況にあります。地域の水産業復興ならびに金融機能の十全な発揮および安定的業務運営にかかる盤石な財務基盤の確立に向けて、当組合の総力を挙げて実践すべく、信用事業強化計画を継続してまいります。

(2) 信用事業強化計画の実施期間

平成28年4月から平成33年3月まで(5年間)

宮城県漁業協同組合の
経営理念と目指す姿

【経営理念】
組合員の漁業生産性と
社会的地位の向上

【当組合の取組み】
組合員・利用者への安定的
かつ円滑な資金供給

【目指すべき到達点】
地域水産業・経済の復興

2 東日本大震災による影響

- 東日本大震災により、特に当組合管内の宮城県沿岸部において、人的被害のほか、様々な社会・生活インフラ、生産・営業施設、物流ネットワーク等が過去にない規模の甚大な被害を受けました。

【宮城県内の被害状況】（平成27年9月30日現在）

人的被害	死者・不明者 11,781名
第一次産業被害等	農業関係被害額約 5,454億円* 水産関係被害額約 6,804億円* *9月10日現在
住宅被害	約 24万世帯(全壊・半壊のみ)
当組合の被害	41店舗(うち信用事業実施33店舗)が被害

- 沿岸部では、復旧事業の進展に伴い漁業生産活動が相当程度再開されたものの、住宅再建や用地嵩上げ工事等は以前道半ばであり、当組合管内の水産業者等の経営にも少なからず影響が残っている状況であります。
- 東日本大震災からの一日も早い完全復旧と復興に向けて、当組合は、これまで以上に金融機能を発揮し、引き続き水産業者等への復興支援を強化・継続していくことが求められていると認識しております。

<当組合管内の被災状況>



<被災店舗>



3 被災者への信用供与の状況

(1) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

- 当組合は、震災後の平成23年4月、8月の組合員営漁計画調査により、被災状況・漁業経営継続意思等の確認を行い、これを基礎に、全債務者を対象に被災者への信用供与の状況を把握しました。その結果、平成23年9月末の貸出金残高97.6億円に対し、震災の影響を受けたと想定される債務者に対する貸出金は、85.7億円(全貸出金の87.8%)となっております。対象となる貸出先の過半が何らかの津波被害を受けた沿岸の水産業者・地公体に対するものであり、大部分の貸出金が被災債権となっております。
- これら被災債権については、相談機能の発揮等を通じて対処してきた結果、平成27年9月末時点で90先・12.82億円まで減少しております。復旧・復興の進捗状況等を勘案しつつ、引続き適切に対応して参ります。

(2) 当組合の貸出金残高と被災債権

【貸出先別】

(単位:百万円)

	平成23年 9月末現在		平成27年 9月末現在	
		被災債権		被災債権
組合員	4,880	4,880	10,475	912
地方公共団体	834	834	2,662	0
その他	4,043	2,855	3,288	370
合計	9,757	8,569	16,425	1,282

【主要な水産業関係の貸出金残高】

(単位:百万円)

	平成23年 9月末現在		平成27年 9月末現在	
		被災債権		被災債権
プロパー資金	3,845	3,833	1,894	510
水産制度資金	2,725	2,685	9,203	426
うち近代化資金	1,078	1,038	7,440	3
合計	6,570	6,518	11,097	936

3 被災者への信用供与の状況

(3) 被災者に対する条件変更等の対応状況(平成27年9月30日現在)

- 東日本大震災以降、平成23年12月末までの間、東日本大震災の影響を受けている組合員・利用者に対しては、最大6ヶ月間の既存融資の返済猶予に応じました。また、期限延長等の条件変更要請を受けたお客様に対しても、最長3年間の元金据置きや最終期限の延長を出来るものとし、平成27年9月末現在で88件、2,642百万円の条件変更手続を終了しております。
- また、組合員・利用者の事業基盤・生活基盤の維持や早期の漁業再開に向けて、当組合は公的支援の活用促進とともに、積極的に資金対応に応じてきております。

【約定返済の一時停止の実績*】

(単位:先、百万円)

	債務者数	債権額
事業資金	213	3,470
うち設備資金	177	2,450
生活資金	105	438
うち住宅ローン	26	339
その他	36	86
合計	354	3,994

* 平成23年12月末までの実績

【新規融資の状況】

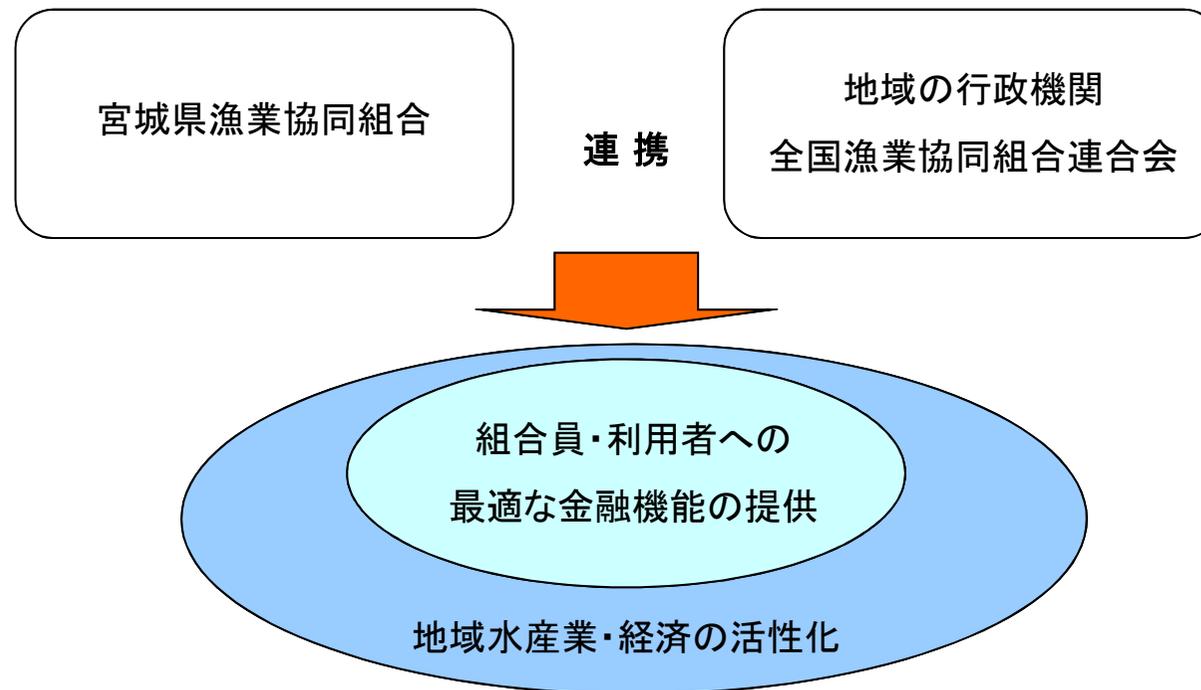
(単位:件、百万円)

資金名	相談受付件数		うち実行件数	
	件数	金額	件数	金額
農林漁業セーフティネット資金	886	7,544	886	7,544
漁業近代化資金	355	12,831	345	12,752
漁業経営維持安定資金	38	601	38	601
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	54	1,158	54	1,158
マリン・スポットローン	61	167	59	164
合計	1,394	22,301	1,382	22,219

4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(1) 基本的な取組み姿勢

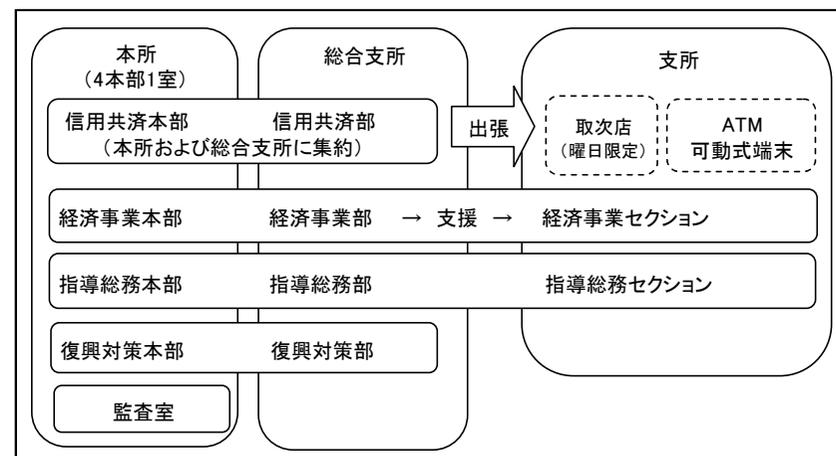
- 当組合は、当組合管内が直面している東日本大震災後の社会情勢及び金融円滑化法の趣旨等を踏まえ、被災地域の漁業協同組合として、組合員・利用者の皆様からの声に丁寧に耳を傾けながら、組合員・利用者の皆様にとって最適な金融機能の提供に努め、地域水産業・経済の活性化に向けて真摯に取り組んでまいります。なお、地域水産業・経済の活性化については、地域の行政機関や全国漁業協同組合連合会等と連携して取り進めていくこととします。



4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(2) 水産業者等に対する信用供与の実施体制

- 平成25年4月に移行した事業本部制による事業運営を進めてまいりますが、一層の事業推進強化を図るうえで、総合支所の機能・役割等の見直しならびに本所による支所への指導・サポート機能の充実等、一体的事業運営の高度化に向けて不断に検討・実践していく必要があると認識しております。
- 組織および体制等に関する検討の場として、「組織経営改善検討委員会」を必要に応じて設置し、適切に対応してまいります。



(3) 東日本大震災からの復興のための具体的な方策

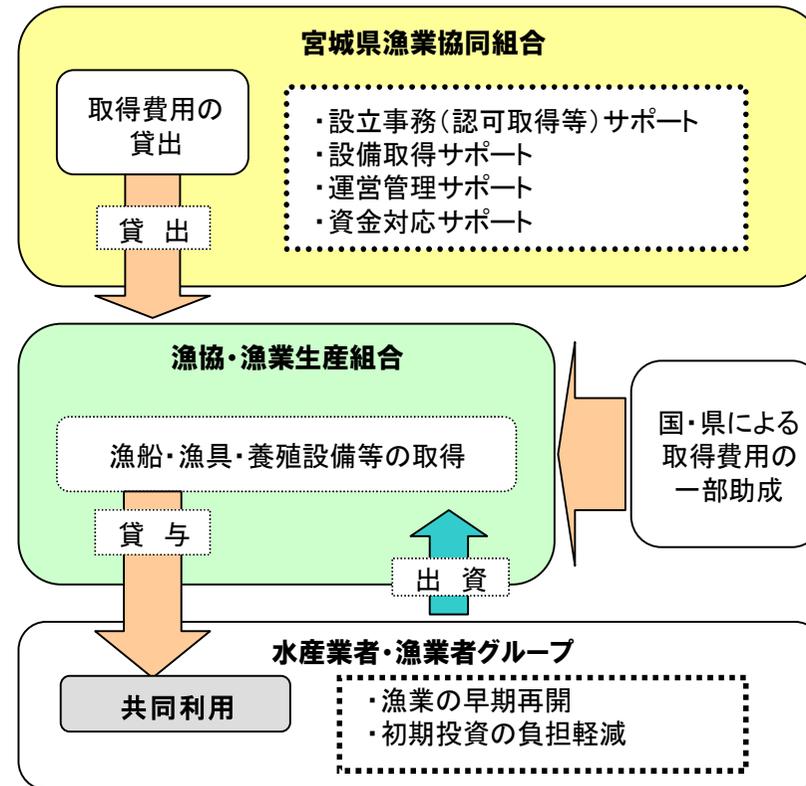
a 復興基本方針の策定及び復興対策室の設置

- 当組合では、震災直後の平成23年3月14日には、「東日本大震災被害対策本部・支所」を設置したほか、震災復興にかかる基本方針を示した「JFみやぎ漁業復興基本方針」を策定し、組合員の経営再建・生活再建支援および当組合の経営再建に取り組むこと等を明確にしました。
- 平成23年5月11日には、組合員の漁業早期再開と新たな水産業づくりを専門的に担う部署として「復興対策室」を設置し、必要な施策や当組合の経営再建等の検討を実施しています。

4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

b 被災地域の復興支援にかかる取組み

- 水産庁の「水産復興マスタープラン」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿ったかたちで共同化を推進しております。
- 具体的には、水産業者が国の共同利用事業（補助事業）を活用するにあたり、共同利用事業の実施主体として漁業者グループが設立した漁協および漁業生産組合について、設立諸手続き等の全面的なサポートを行いました。
- その後、共同利用施設等の取得にかかる資金対応、経理・総務事務等の受託等を通じて、共同利用事業の効率的な運営に向けたサポートを行い、地域の水産業復興が円滑に進むよう取り組んでまいりました。



4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

c 金融面の対策

- 被災した漁業者等に対しては、被災者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再開に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行い、この中で把握した金融面でのニーズに対して、被災者の状況に応じた最適な金融面での支援策を適時・適切に提案する等、これまで以上にきめ細かに対応してまいりました。

(a) 既往債務の対策

① 貸出条件変更(条件緩和)の提案

② 日本政策金融公庫・漁業信用基金協会と連携した、長期・無利子・無担保・無保証人で対応可能な貸付への借換推進

③ 宮城県産業復興機構や、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等の活用

4 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(b)新規資金需要にかかる支援内容

資金種類	想定されるニーズ	公的制度	JF
漁業資金等 事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再開、再建したい ・設備機械等を復旧、取得したい ・新規事業に着手したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>漁業近代化資金</u> ・<u>水産業災害対策資金</u> ・<u>日本政策災害セーフティネット資金</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業近代化関連資金 ・<u>東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧債務を借換したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>漁業経営維持安定資金</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗等を購入したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>漁業近代化資金</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・マリン・スポットローン
住宅ローン等 生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を新築したい ・住宅を修理、補強したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害復興住宅融資</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・JF住宅ローン
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金を確保したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫国民生活事業教育資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・JF漁協ローン

※下線を引いた資金は被災者のための特例措置がある資金

5 ジェイエフマリンバンク支援協会による優先出資の引受けにかかる事項

(1) 金額の算定根拠

- 平成23年3月期の当組合の連結自己資本比率は7.46%、単体自己資本比率は7.30%と、健全性の面での懸念はないものと認識しております。しかしながら、東日本大震災により、当組合自身も店舗・施設等に甚大な被害が発生したほか、当組合信用事業に係る経営基盤が著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となっておりました。
- 地域の復旧・復興に向けて、被災地の漁業協同組合である当組合に期待されている役割と責任は、極めて重大であります。当組合には、地域経済の一日も早い復旧・復興と活性化に向けて、金融支援を含めた復興支援策に全力で取り組むことが求められておりました。
- 当組合管内の震災復興に向けて被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくためには、予防的に自己資本を増強することが必要と判断し、現在把握できている86億円の被災者への債権について、現時点の保全状況を踏まえ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本額を確保できるようにするとの考え方にに基づき、66.8億円の優先出資を発行し、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に引受けを要請したものであります。

(2) 当該自己資本の活用方針

- 今回の資本増強により、東日本大震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることから、金融仲介機能の発揮による水産業者等に対する信用供与の円滑化や各種サービスの向上に持続的に取り組んでまいります。